

(別紙)

## 仕 様 書

### 1 業務の名称

「萩・明倫学舎」テレビCM制作及び放送業務

### 2 業務の目的

萩市や萩・明倫学舎の魅力を情報発信するため、山口県内と近県である広島県と福岡県を対象としたテレビCMを制作・放送し、萩市及び萩・明倫学舎への観光客の集客を図る。

### 3 業務の内容

- (1) 映像資料(2種類)の企画、制作〔①平成29年10月下旬～11月下旬の期間(以下「期間①」という。)と②平成30年2月中旬～3月中旬の期間(以下「期間②」という。)の放送分の2種類〕
- (2) 映像資料制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、グラフィック作業等の業務一式
- (3) 山口県、広島県、福岡県内の放送局(民放)での放送(放送期間は期間①と期間②とする。)
- (4) 制作したCM映像を記録したDVDまたはBD(ブルーレイ)の複製・納品
- (5) その他上記業務に付随する業務

### 4 留意事項

- (1) 映像資料の内容について
  - ア ナレーション(プレゼンター)による紹介を行うこと。
  - イ ナレーションと背景を連動させること。
  - ウ 極力静止画は用いないこと。
  - オ 萩・明倫学舎を観光起点施設として紹介し、萩市内各観光地への周遊を促す内容とする。
  - カ 映像の長さは15秒以上とする。
  - キ 制作を進める過程において、内容やスケジュールを萩・明倫学舎推進課と十分協議の上、作業を進めるものとする。
  - ク 肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分配慮すること。
- (2) 放送局等について
  - ア 放送局は各県内全域を放送エリアとする放送局とする。
  - イ 放送局は山口県で3社、広島、福岡の各県でそれぞれ2社以上とする。
  - ウ 提案上限額で最大の効果があがるCM本数とすること。
  - エ 各放送局には、無料パブリシティを期間①、期間②とも1回以上取り入れさせること。

(3) 映像資料の活用方法について

ア 萩市、萩明倫学舎ホームページ、動画サイトへの掲載

イ 萩・明倫学舎、観光イベント等での上映等

(4) 権利関係について

ア 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。

イ 今回の成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む。）は発注者に納品した時点で萩市に帰属するものとする。

ウ 成果品を4の(3)各号以外の方法により活用しようとする際には、萩市は受注者と協議するものとする。

(5) その他の条件

放送後、放送したことを証明する書類を提出すること。

**5 DVDの納品形態**

家庭用DVD またはBD（ブルーレイ）ディスク（タイトルラベル付）2本（2種類）

**6 委託期間**

契約締結日～平成30年3月30日（金）まで

**7 成果品の納品**

(1) 納入期限

第1回 平成29年10月中旬、第2回 平成30年2月上旬

(2) 納品場所 萩市まちじゅう博物館推進部 萩・明倫学舎推進課

**8 その他**

この仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。